

Ⅲ. 今期 2 年間の具体的な運動方針

重点分野ー 1 :

すべての働く仲間をまもり、つなぐための集团的労使関係の追求と、社会に広がりのある運動の推進

ナショナルセンターの責務として、働く仲間の環境変化に対応した集团的労使関係の拡充・強化を追求するとともに、連合本部、構成組織、地方連合会は一体となって、労働組合の役割をより一層社会・職場に浸透させるため、人材や体制など基盤強化を進める。また、持続可能な社会の実現に向けて、積極的な社会対話と発信による広がりのある運動をつくりあげる。

1. 多様な就労者の法的保護の取り組み推進など働く者を守るワークルールの強化

- (1) すべての職場における集团的労使関係の構築に向けて、過半数代表制の適正な運用を徹底するとともに、労働組合の役割の強化につながる方向で、労働者代表制の法制化に向けて検討する。
- (2) 集团的労使関係による成果を、より多くの働く者に波及させるために、労働協約の拡張適用を可能とする法改正を含めた仕組みづくりについて検討する。
- (3) 「曖昧な雇用」で働く就業者について、労働者概念の拡張も含めた法的保護に関する考え方を取りまとめ、その実現をはかるとともに、集团的労使関係による課題解決を促進する。

2. 働く仲間をつなぎ支える新たな取り組みの推進と組織化を担う人材の体制構築

- (1) 連合本部と地方連合会は、特別参加組織などの構成組織移行と、中小地場企業の組織化などの受け皿としての「地域ゼネラル連合（仮称）」の創設について検討し、具体化をはかる。
- (2) 多様な雇用・就労形態で働く人たちが緩やかに連合とつながる仕組みとしての「ネットワーク会員（仮称）」の創設について検討し、具体化をはかる。
- (3) 連合本部は構成組織や地方連合会と連携し、組織化や健全な労使関係づくりを担う実践的な人材の確保と育成に向けた体制を構築し、全国的な前進をめざす。

3. 「1000 万連合 NEXT（仮称）」に向けた体制強化と戦略の構築

- (1) 2020 年 10 月までを目標とした「1000 万連合」の成果と課題などを踏まえ、「1000 万連合 NEXT（仮称）」に向けた連合本部、構成組織、地方連合会における体制強化を進めるとともに、産業構造や労働市場の変化に対応する連合全体の戦略を構築し、2020 年以降の取り組みにつなげる。
- (2) 組織拡大への取り組みと同時に、組織強化を通じた組合員減少への歯止めの取り組みを両輪として推進する。
- (3) 連合全体で確認した、パート・有期契約・再雇用労働者や子会社・関連会社など 2020 年 9 月末までの目標（2018. 11 中央執行委員会）について、構成組織・加盟組合は必達をめざし取り組みを進める。

4. 中央・地方で、社会対話による広がりのある運動の推進

- (1) 政治や行政、経営者、NGO・NPO、労働者福祉事業団体、連合関連団体などと対話を通じて課題の共有化をはかるとともに、課題解決に向けたネットワークを構築し、中央・地方において協働を推進する。
- (2) すべての働く者や生活者の先頭に立ち、ともに運動をつくりあげていくための社会的キャンペーンを展開する。
- (3) 情報発信にあたっては、年齢や性別、地域等を考慮した効果的な発信方法（SNSおよびWebの戦略的活用や中央・地方のメディア対策、「月刊連合」を活用した情報発信など）を検討する。

【連合岩手の取り組み】

《組織拡大の推進》

- ① 「集団的労使関係」の拡大は、組織化と同一であることから、停滞している「組織拡大プロジェクト会議」など組織拡大の取り組みを再構築し、連合本部、各構成組織、地協と一体となった組織拡大を最優先課題として取り組みます。
- ② 「なんでも労働相談」機能の充実強化を図り、未組織労働者の権利を守る活動と組織化につなげる活動を全地協とともに取り組みます。
- ③ 各地協の創意工夫ある企画に対して交付する「組織強化・拡大交付金（約 15 百万円）」を有効に活用し、地協活動の強化と組織拡大を実行します。
- ④ 「生涯組合員構想」をすすめるため、各地協における退職者組織との交流等をすすめます。

《ローカル・ナショナルセンター機能の拡充》

- ⑤ ローカル・ナショナルセンターとしての機能強化を図り、岩手地方労働審議会、岩手県労働委員会をはじめとする国、県の各種審議会における労働者代表としての任務と役割を果たします。
- ⑥ 連合岩手フレンズユニオンの再構築を図るとともに、多様な雇用・就労形態で働く人たちが連合とつながる仕組みや、「地域ゼネラル連合（仮称）」については連合本部での検討を踏まえ、対応します。
- ⑦ 情報発信にあたっては、連合岩手のホームページ、機関紙等での適時適切な発信に努めるとともに、SNSの活用をすすめます。
- ⑧ 連合岩手結成 30 周年記念事業を成功させるとともに、各地協での記念行事を取り組み連合の活動を発信します。
- ⑨ 第 90 回メーデーは 4 月 27 日開催に開催しましたが、第 91 回メーデー以降は先の確認された「メーデーあり方検討委員会報告」にそって開催します。

重点分野－２：

安心社会とディーセント・ワークをまもり、創り出す運動の推進

社会・経済環境や産業構造が大きく変化する中で、「連合フォーラムとの連携、国・地方自治体・政党への働きかけなどを通じた政策の実現」、「三者構成を原則とした雇用・労働政策の推進」、「労使関係基盤を背景とする賃金・労働諸条件の向上と社会横断化」を運動の基軸に据え、すべての働く者のための政策実現と労働条件改善に取り組む。

１．２０３５年を見据えた社会保障・教育と税制の一体改革に向けた取り組み

- (１) 「人生 100 年時代」を展望し、子ども、働く者を含むすべての人が安心して生きていけるよう社会保障を充実させ、誰もが教育機会を均等に保障されたもとで生涯を通じて学び続けることができる教育制度を確立するとともに、これらの基盤となる「公平・連帯・納得」の税制改革を実現するため、世論喚起の取り組みを展開するなどの運動を強化する。
- (２) 全国いずれの地域においても安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・子ども子育てなどのサービスが利用し続けられるための提供体制の改革と人材確保、安心と信頼の年金の実現に向けた取り組みを推進する。
- (３) 誰もがつながり合い、支え助け合いながら安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、社会的孤立や経済的困窮、ダブルケア、就業困難、住宅の確保や移動の制約などの多様で複合的な課題を抱える人や世帯の生活を支える体制を整備するための取り組みを推進する。
- (４) 教育の質的向上をはかるため、学校の働き方改革を実現し、教職員の長時間労働を是正する。また、国による教員の勤務実態の把握と、それにもとづく給特法の抜本的な見直しが検討されるよう、広く社会に働きかける。

２．持続可能で包摂的な社会を実現するための経済・社会・環境課題の統合的解決に向けた取り組みの推進

- (１) AI、IoTなどの技術革新の動向および影響等について、産業別・業種別部門連絡会も活用し情報共有をはかるとともに、良質な雇用の創出と生活の質的向上につなげるための総合対策の検討・策定および技術革新と雇用に関する連合としての考え方をとりまとめる。
- (２) 公正な移行^{※1}を伴う気候変動対策、循環型社会の形成、自然資本の保全、水へのアクセス、食品ロス削減など環境分野の課題解決に向けて、連合エコライフ 21 や環境社会フォーラムをはじめとした社会的運動を幅広く展開する。
- (３) カスタマーハラスメントを根絶するため、事業者対応に関する法制化と、「倫理的な消費者行動」や「事業者へ苦情・改善要望を申し立てる適切な方法」などに

※1：公正な移行

国際労働組合総連合（ITUC）や連合、国際労働機関（ILO）などが提唱し、国連気候変動枠組条約・パリ協定に取り入れられた概念。日本政府の「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」、第五次環境基本計画にも謳われている。現在では温暖化対策だけでなく、第４次産業革命などの進展により生じる地域経済や雇用への負の影響を予め予測し、関係当事者との対話を前提としながら雇用創出や職業能力開発、職業訓練などの必要な施策を講じることで、労働条件の悪化や失業などの雇用への影響を最小限にとどめるための政策パッケージ。

関する消費者教育の実施に向けた社会的合意形成に努める。また、組合員が加害者とならないよう、倫理的な消費者行動に関する啓発運動を実施する。

3. すべての働く者のディーセント・ワーク実現に向けた雇用・労働政策の推進

- (1) 「働き方改革関連法」の職場への定着をはかるため、36 協定の適正化・労働時間把握など長時間労働是正の取り組みや商慣習の見直しを徹底するとともに、パート・有期契約労働者や派遣労働者と正規雇用労働者との間の不合理な待遇の是正に向けた実態把握や労働条件改善などの取り組みを推進する。
- (2) 労働者派遣法、労働契約法（有期契約）について、運用実態を踏まえたうえで、安易な規制緩和が行われないよう、労働者保護の視点に立った見直しに取り組む。
- (3) 複数の事業場で働く就業者の保護に向けて、労災保険の認定・給付の合算や、雇用保険の適用・給付のあり方の見直し、労働時間の通算規定の堅持及び健康確保措置などの制度改正に取り組む。
- (4) 高年齢者雇用安定法の改正にあたって、就労を希望する高齢者が、年齢にかかわらず働くことのできるための事業場の整備および社会制度の整備をはかる。
- (5) 墜落・転落、転倒など増加傾向にある労働災害を撲滅するため、「労働安全衛生に関する調査」を実施・分析し、業種・業態ごとにさらなる対策に取り組む。また、ハラスメントを含めた過労死・過労自殺防止対策や、関連する労災認定基準の見直しに取り組む。
- (6) 不当な解雇を誘発しかねない解雇の金銭解決制度について、構成組織や地方連合会と連携し、導入阻止に向けて取り組む。

4. 賃金・労働諸条件の向上と地域社会を支える中小企業の基盤強化

- (1) 春季生活闘争や通年の労使協議を通じて、「賃上げ」「すべての労働者の立場に立った働き方の実現」の実現とあらゆる格差（企業規模間、雇用形態間、男女間、地域間）の是正をはかるとともに、社会横断化を促進する。
- (2) 中小企業の経営基盤の強化と地域社会の活性化をはかるため、働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の実現および公契約基本法、公契約条例、中小企業振興基本条例の制定に向けた取り組みを推進する。
- (3) これまでの「地域フォーラム」を、地域を支える政労使などの各団体が地域の諸課題の解決にむけて連携する場としての「地域活性化フォーラム（仮称）」に発展させるとともに、中央・近隣地域との連携などについても検討する。
- (4) すべての働く者が生きがい・働きがいを通じて豊かに働く事のできる社会をめざして、「豊かな生活時間の確保とあるべき労働時間の実現」をはかる。
- (5) 最低賃金を労働の対価としてふさわしい水準に引き上げ、社会的セーフティネットとしての機能を強化する。

【連合岩手の取り組み】

《政策実現の推進》

- ① 先に策定された連合「社会保障・教育・税制に関する政策構想」の理解を深め、各種審議会等での意見反映、県や市町村に対する「政策・制度要求と提言」に活かします。
- ② 長年取り組んできた「政策・制度要求と提言」については、各構成組織、退職者連合、岩手労福協等の意見を聞き、推薦議員団等との協議も重ねながら、課題の重点化等も含めて推進します。各地協の自治体要請についても、地域課題等の解決をめざして取り組みます。
- ③ 学校の働き方改革、教職員の長時間労働是正、給特法の抜本的見直しについては、問題点の県民、保護者への周知を含めて、関係構成組織と連携して取り組みます。
- ④ 医療、介護、子育てなどのサービス供給体制の確立と、人材確保については、県の「高齢者福祉・介護保険推進協議会」「子ども子育て会議」「健康いわて 21 プラン推進協議会」「医療審議会」や「介護労働懇談会」などに参画し、労働者代表としての意見反映に努めます。
- ⑤ 社会的孤立、困窮、ダブルケア、就労困難などの課題については、支援を行っている団体、NPO、社会福祉協議会などと情報交流し、ライフサポートセンターいわての活動や政策・制度要求につなげます。
- ⑥ カスタマーハラスメントを根絶するため、関係構成組織と連携して取り組むとともに、「倫理的な消費者行動」等の普及啓発をめざします。
- ⑦ 2018 年盛岡、2019 年釜石で開催した「震災復興&クラシノソコアゲ地域フォーラム」を継続して開催します。

《ディーセント・ワークの実現、賃金・労働条件の改善》

- ⑧ 「働き方改革関連法」の職場への定着、「36 協定」の適正化、長時間労働の是正と商習慣の見直し、正規雇用労働者との不合理待遇の是正等については、加盟構成組織での実践はもとより、未組織職場での徹底を岩手労働局等に求めるとともに、各種キャンペーンなどを通じて広く県民への普及啓発を行います。
- ⑨ 連合が提唱する「36（サブロク）の日」を広める運動を、関係機関にも呼びかけて取り組みます。
- ⑩ 春季生活闘争については、労働局、地場・中小共闘センターを中心に共闘体制を確立するとともに、「底上げ・底支え」をめざし、格差是正、「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分」等を求め官民一体で取り組みます。
- ⑪ 春闘期において県経営者協会との政策懇談会、中小企業団体連合会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業家同友会、岩手労働局への要請行動を行い、未組織を含めた県内労働者全体の賃金引上げ、労働条件の改善を図ります。
- ⑫ 最低賃金の引き上げについては、「早期に 1,000 円」をめざし、最低賃金審議会でも労働側が議論をリードできるよう、岩手労働局長に対する要請、各構成組織による「職場決議」を取り組みます。
- ⑬ 過労死や過労自死等をなくし、メンタルヘルス対策、労働災害を撲滅するための運動を強化し 11 月に開催される「過労死防止対策シンポジウム」に協力します。
- ⑭ 「治療と仕事の両立支援」を推進し、岩手労働局の「岩手県地域両立支援推進チーム会議」の実効性ある取り組みを求めます。
- ⑮ 公務員の労働基本権回復とともに、公務職場における「会計年度任用職員」移行

が臨時非常勤職員の働き方に大きく影響することから、不利益等が生じることはないよう関係構成組織と連携して取り組みます。

- ⑩ 全国に先駆けて県が導入した「公契約条例」について、現場労働者の賃金労働条件の改善等に結びつくよう「県契約審議会」等で改善を求めるとともに、各市町村でも制定されるよう取り組みます。

重点分野－３：

男女平等をはじめとして、一人ひとりが尊重された「真の多様性」が根付く職場・社会の実現

性別・年齢・国籍・障がいの有無・就労形態などにかかわらず、誰もが多様性を認め、互いに支え合うことのできる職場・社会の実現をめざす。その実現に向けて、男女平等参画をはじめとして、「真の多様性」に向けた法整備や職場環境の改善などの取り組みを推進していく。

また、「フェアワーク」の実現に向けて、働くうえでの困難さが多様化している現状の対応として、すべての働く者の拠り所となるべく体制を整備する。

１．性別・年齢・国籍・障がいの有無・就労形態などにかかわらず、やりがいをもって働くことのできる職場・社会の実現

- (１) あらゆるハラスメントの根絶に向けて、禁止規定を含めたさらなる国内法を整備するとともに、ILO条約の批准に向けた取り組みや、職場におけるハラスメントの根絶を推進する。
- (２) 多様性が尊重される社会の実現に向けて、ジェンダー・バイアス（無意識を含む性差別的な偏見）や、固定的性別役割分担意識を払拭するため、周知・啓発のためのガイドラインを策定し、社会全体への波及や職場環境の改善をはかる。
- (３) 多様な家族のあり方やライフスタイルを認め合う社会、相応しい制度改正に向けて、選択的夫婦別氏制度や、同性パートナーの権利の確保など、民法改正の整備を推進し、職場環境の改善に取り組む。
- (４) 日本で働く外国人労働者について、互いに認め尊重し合いながら、働くことのできる「共生」に向けた職場づくりを推進する。

２．男女平等の実現、均等待遇、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた取り組み

- (１) 労働組合、政治、経済分野など、女性の指導的地位に占める割合を国際的水準に引き上げるため、クオータ制の導入をはじめとするポジティブ・アクションの強化で、女性の活躍を促進する。
- (２) 2020年9月までを目標とした「連合第4次男女平等参画推進計画」の達成に向け、連合本部・構成組織・地方連合会を挙げて取り組むとともに、この間の成果と残された課題を共有し、2020年10月以降の取り組みにつなげていく。
- (３) 雇用の分野における性差別の禁止、男女雇用機会均等法の改正に向けた雇用管理区分間の格差の実態把握を行い、男女間賃金格差の是正に取り組む。
- (４) すべての労働者の仕事と生活の調和に向けて、男性の育児休業促進、育児や介護などの両立支援制度の拡充と、職場環境を改善する。

３．多様な相談への対応力向上を含む、「フェアワーク」推進の取り組み

- (１) 「真の多様性」が根付く職場・社会の実現に向けて、「フェアワーク推進センター」を設置する。
- (２) 「フェアワーク推進センター」を通じて、「真の多様性」の実現にむけた「フェアワーク」の必要性・重要性を組織内外に広く発信していく。また、多様な相談

への対応力向上に向けて集約化・多言語対応・データベースの活用・ライフサポートセンターとの連携など、労働相談体制のあり方を検討する。

- (3) 非正規雇用・曖昧な雇用・若年労働・外国人労働など、多様な働く仲間の課題解決や社会的波及力の強化に向けて、行政・NGO・NPOなど各種関係団体と連携した取り組みを推進するとともに、労働相談・各種データなどを連合の政策・運動に活かす取り組みを強化する。

【連合岩手の取り組み】

《多様性の尊重、男女平等の実現》

- ① あらゆるハラスメント、ジェンダー・バイアスをなくし、多様性が尊重される社会の実現、固定的性別役割分担意識の払拭に向け、各種学習会やキャンペーン活動を行うとともに、これらに関する労働相談には、関係機関と連携して適切に対応します。
- ② 連合本部や東北ブロックが開催する「男女平等参画推進フォーラム」等の集会には、女性組合員だけでなく、構成組織の役員や男性組合員の参加を促進します。
- ③ 「3.8 国際女性デー」は、これまでの経緯を踏まえ、他団体と連携して取り組みます。

《ワーク・ライフ・バランス、「フェアワーク」の推進》

- ④ 連合岩手、各構成組織、地協におけるクオータ制等をすすめ、組合活動における女性活躍を推進します。
- ⑤ 2020年9月を目標とした「連合第4次男女共同参画推進計画」については、男女共同参画推進委員会においてこれまでの到達点や反省点を検証し、今後の取り組みを検討します。
- ⑥ ワーク・ライフ・バランスについては、各構成組織等の実践例を学ぶ機会等を設け、男性の育児休業促進等、すべての労働者の仕事と生活の調和に向けた職場環境改善がすすむよう取り組みます。
- ⑦ 連合本部が設置を検討している真の多様性の実現に向けた「フェアワーク推進センター」については、連合本部や他の地方連合会の動向を注視しながら、今後の対応を検討します。
- ⑧ 非正規雇用、曖昧な雇用、若年労働、外国人労働など多様な働く仲間の課題については、岩手労働局等と連携し実態把握に努めるとともに、労働者の権利を守る取り組みを、非正規労働センターを中心に検討します。

推進分野－１：

社会連帯を通じた平和、人権、社会貢献への取り組みと次世代への継承

志を同じくする仲間の思いと力を、幅広く国民的課題や地域の課題に対して発揮していくとともに、戦争や大規模災害などの実相を風化させず継承していく。また、社会貢献活動への参加体験を通じ仲間の思いを結集し、運動の力を高めていく。

１．支え合い助け合い運動の推進

- (1) 「ゆにふあん」活動を通じて、地域の労働組合やN G O・N P Oなどが行っている支え合い助け合いの活動への参加や支援を促し、労働組合（ユニオン）のファンづくりと社会貢献活動に取り組む。
- (2) 「連合・愛のカンパ」について支援内容の充実と支援団体のフォローアップ活動のため構成組織・地方連合会との連携強化をはかる。

２．平和運動の推進

- (1) 連合平和４行動に取り組むとともに、①在日米軍基地の整理・縮小と日米地位協定の抜本的見直し、②核兵器廃絶と被爆者を対象に国家補償にもとづく被爆者支援の実現、③北方領土返還と日ロ平和条約の締結について、関係団体と連携した取り組みを推進する。
- (2) 在日米軍基地のあり方などを含めた安全保障問題について議論を継続する。
- (3) 2020年核兵器不拡散条約（N P T）再検討会議に向けて、原水禁、K A K K I Nとの３団体による核兵器廃絶1000万署名を達成するとともに、N P T再検討会議への参加を通じ、核兵器廃絶に向けた合意形成と外交努力を政府に求める取り組みを推進する。
- (4) 国際労働組合総連合（以下、I T U C）や平和首長会議との連携による官民一体となった運動を展開する。

３．人権・連帯活動の強化

- (1) 人権侵害救済法（仮称）の制定に向けて部落解放中央共闘会議と連携した各種行動、学習会を開催する。
- (2) 就職差別撤廃に向け構成組織・地方連合会と連携し啓発活動を強化するとともに加盟組合の職場実態を把握し労使協議などの具体的是正に向けて取り組む。
- (3) 北朝鮮による日本人拉致事件について、早期解決に向け、関係団体と連携し、世論喚起や学習会を開催する。
- (4) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会（2020年）の成功に向け、パラスポーツの周知活動の推進やボランティア派遣の対応を充実させるとともに、労働に関する国際的な基準を遵守するよう組織委員会に周知徹底を求める。

４．自然災害への取り組み強化との連携事業継続計画（B C P）の策定

- (1) 自然災害からの復興・再生に向けた取り組みを継続する。
- (2) 地域での防災・減災対策、災害時要援護者対策の強化・充実に向けた取り組みを進める。また、ボランティア対応など組織的対応と地域・関係団体とのネットワークづくりを進める。
- (3) 連合本部・事業継続計画（B C P）策定と運用サイクル（教育・訓練等）の実

践、地方連合会との連携をはかる。

【連合岩手の取り組み】

《平和運動の推進》

- ① 沖縄、広島・長崎、根室で開催される連合平和4行動には各構成組織、地協から参加者を募り参加を継続します。
- ② 8月に県中央、県内各地で開催される平和集会、県内キャラバン等の平和行動については、県、各地区の平和運動実行委員会で計画を検討し、多くの市民、組合員の参加を追求します。
- ③ 国連に本県の高校生を派遣する「高校生平和大使」の取り組みを応援するなど、平和運動を次世代に継承するための活動を展開します。

《人権・連帯の活動》

- ④ 連合本部がスタートさせる「ゆにふあん」活動について、連合岩手が支援する社会貢献活動を行うNPO、社会福祉協議会等を紹介し活動を広めます。
- ⑤ 「連合・愛のカンパ」に対する募金に取り組むとともに、県内で活動する団体が助成を受けられるよう支援します。
- ⑥ 「SOGI（性的指向、性自認）」は、特定の人々にのみ配慮した課題としてとらえるのではなく、全ての人の対等・平等、人権の尊重に根ざした課題ととらえるべきというのが国際的潮流に則った考え方であるとの認識のもと、あらゆる機会を通じて学習や啓発をすすめるとともに、関係する団体と交流します。

《支え合い助け合い、自主福祉活動の強化》

- ⑦ 労働金庫は「労働者の金融機関」との認識を、各構成組織、地協、組合員と再確認し、労働者の生活を守るろうきん運動をさらに強化します。また、各種機関会議等における新商品等の紹介等に努めます。
- ⑧ 全労済は「こくみん共済coop」に愛称が変わりました。支え合い助け合いの基本である共済運動をさらに強化します。また、各種機関会議等における新商品等の紹介等に努めます。
- ⑨ （一社）岩手県労働者福祉協議会や各地区労福協（勤労協）、ライフサポートセンターいわての活動を連合岩手、各地協が積極的に担い、地域の労働者福祉向上を図るとともに、県労福協に結集する労働金庫、こくみん共済coop、ハピネス共済会、信用生協、学校生協の活動を支援します。

《防災・減災の取り組み、被災地支援》

- ⑩ 東日本大震災津波、2016年台風10号豪雨災害等からの復興をなしとげること、心のケア等を継続することと等を国、県に求めています。
- ⑪ 全国各地で発生する自然災害については、連合東北ブロックと連携し人的派遣を含めて連合本部の要請に対応します。
- ⑬ 連合本部は、事業継続計画（BCP）策定に取り組んでいることから、被災県の経験を踏まえて協力します。

推進分野－２：

健全な議会制民主主義と政策実現に向けた政治活動の推進

健全な議会制民主主義と働く者・生活者のための政策実現に向け、組合員はもとより未組織労働者を含むすべての働く者のための政治活動を推進する。

１．政治活動の基本

- (１) 労働組合の基本目的である「雇用と生活の安定」を実現するためには、企業内での取り組みだけでは不十分であり、国・地方の政策・制度の改善・改革を目指した政治活動に取り組むことが不可欠である。一方、労働組合が政治に取り組む上では、組合員をはじめ働く者・生活者一人ひとりが政治に対する意識を高め、政治活動へ自ら参加することが欠かせない。そのために、まずは組合員から連合の政治理念や政策を共有できるよう努力を重ねていく。
- (２) 「働くことを軸とする安心社会　一まもる・つなぐ・創り出す」の実現に向け、目的と政策を共有する政党および政治家との協力関係を重視し、積極的に政治活動を推進する。
- (３) 健全な議会制民主主義が機能する政党政治の確立、働く者・生活者を優先する政治・政策の実現、与野党が互いに政策で切磋琢磨する政治体制の確立に向け、政権交代可能な二大政党的体制をめざすことなど、「連合の政治方針」の「連合の求める政治」を基本に、政治・選挙活動を進める。

２．政治活動の推進

- (１) 政党との日常的な関係構築に努める。
- (２) 国政および地方選挙の実施を見据えつつ、それぞれについて全力で取り組むべく環境整備に注力する。
- (３) 連合組織内国会議員については、この間、連合と国会をつなぐうえで重要な役割を果たしてきたことから、連合組織内議員懇談会解消後も一層の連携強化を実現すべく取り組む。
- (４) 政治教育用器材の作成・展開を通じ、組合員に政治活動の重要性を訴求することで積極的な政治参加を促すとともに、公職選挙法や政治資金規正法を踏まえた法令遵守の徹底をはかる。あわせて、労働組合の社会的責任として、棄権防止や期日前投票を含めた投票促進運動に積極的に取り組む。

３．健全な議会制民主主義の実現に向けた政治改革への取り組み

- (１) わが国の民主主義の成熟に向けて、連合フォーラム議員と連携し論議を深めるとともに、公正・公平で国民の立場に立った選挙制度改革、審議の充実や運営の効率化等を実現する国会改革など、真に必要な政治改革を求める。
- (２) 国民の政治への関心と信頼感の向上のため、投票率向上やなり手不足解消に向けた主権者教育充実等の環境整備を求める。

４．地方政治の活性化

- (１) 住民自らが政治に参画し、そのうえで選ばれ構成された地方議会による民意の実現が不可欠であり、その具現化のためにも積極的に地方政治の活性化に取り組む。

- (2) 地方連合会における「推薦議員懇談会」等の活性化を通じて、国会議員や地方議員との連携を密にするとともに、各首長や各党・各会派との定期協議などを行いながら政策実現をめざす。あわせて、地方議会における二代表制の機能充実のための環境整備や住民福祉の向上と地方自治体の発展を目的とする「議会基本条例」の制定を求める。
- (3) 「地方における政策実現力の強化策検討のためのPT」の報告書および「組織内議員拡大マニュアル」をもとに、働く者の立場に立つ政治勢力の拡大に取り組む。

【連合岩手の取り組み】

《政治活動の推進》

- ① 連合岩手の政策実現に向け協力関係にある立憲民主党、国民民主党、社会民主党の各県組織や推薦（支持）議員とは、さらに連携を強化し政策実現を図ります。
- ② 政治的無関心の増大、各種選挙での投票率の低下、候補者不足の問題が指摘されており、労働組合としてなぜ政治活動や選挙闘争をたたかうのか組合員の理解を深める取り組みを各構成組織とともに展開します。
- ③ 推薦（支持）議員とは、「政策・制度要求と提言」に関する意見交換、各種キャンペーンの際の街頭演説への協力、自治体要請への参画など、日常活動を連携して行います。
- ④ 達増知事と行っている連合岩手との「懇談会」を定期開催し、連合岩手の課題と各部門別連絡会等の課題について意見交換を行います。
- ⑤ 各地協は、推薦首長・自治体議員との定期協議の場を設定します。

《選挙闘争の推進》

- ⑥ 各種選挙での推薦（支持）候補の決定にあたっては、政治センター代表幹事会、同幹事会での確認を経て、執行委員会で決定します。
- ⑦ 組織外からの推薦要請による推薦（支持）を決定した場合は「政策協定」の締結を条件とします。準組織内の政策協定の締結について、政治センター等で議論をすすめます。
- ⑧ 国政選挙等に際しては、連合岩手「選挙対策委員会」を設置し、各構成組織、地協と一体となった取り組みを展開します。
- ⑨ 各種選挙においては、連合の主張や考えを組合員に理解してもらうため、構成組織を訪問し意見交換するとともに、地協幹事会や地協青年委員会に対するオルグを実施します。
- ⑩ 大型選挙の前には「コンプライアンス学習会」を開催し、法令遵守を徹底します。

推進分野－３：

ディーセント・ワークの実現に向けた国際労働運動の推進

グローバル化の進展にともなうサプライチェーンの拡大、多国籍企業による労働者の権利の侵害や労使の日常的なコミュニケーション不足などを背景とする労使紛争が世界で多発している。連合は、建設的労使関係にもとづいた国際労働運動を様々な組織と連携し、推進していく。

１．国際組織との連携強化

- (１) 国際的な共通課題の克服、建設的労使関係の普及をはかるため、世界各国の労組や、I T U C、経済開発協力機構労働組合諮問委員会（以下、O E C D－T U A C）、国際産業別組織（以下、G U F s）で構成される国内外のグローバルユニオンとの連携を強化する。また、必要に応じて、I T U C加盟組織や近隣の主要ナショナルセンターとの二国間協議を行う。
- (２) すべての労働者のディーセント・ワークの実現に向け、グローバルユニオンと連携して、G 20・G 7などの政府間会合、国際労働機関（以下、I L O）、O E C Dといった国際機関などとの社会対話の確立・充実に取り組む。
- (３) アジア太平洋地域における建設的労使関係の構築を通じたディーセント・ワークの実現に貢献するため、I T U Cアジア太平洋地域組織（以下、I T U C－A P）の諸活動への積極的参加および支援を行う。
- (４) 労使が建設的に話し合う実践的な取り組みとして、I T U C－A Pおよび国際労働財団（以下、J I L A F）と連携して、海外での労働組合主導による労働安全衛生トレーニングの実施を検討する。
- (５) 外国人労働者の基本的な労働者の権利が保障されるよう、送り出し国の労働組合と、双方の役割についての対話を模索する。
- (６) グローバルユニオンの活動および世界の労働運動をリードする欧州各国労組との連携ならびに情報収集力の向上を通じて、国内の取り組みにも活かす方策を検討する。
- (７) 「N G O－労働組合国際協働フォーラム」および「児童労働ネットワーク（C L－N e t）」への参加を通じて、N G Oと連携・協働して、国際的な課題の解決に取り組む。

２．労使紛争の未然防止および解決促進に向けた取り組み

- (１) 「O E C D多国籍企業行動指針」「I L O多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言」「O E C Dデューデリジェンス・ガイダンス」など企業行動の国際ルールの中における理解促進や、経営側への普及・周知の取り組みを強化する。
- (２) J I L A Fと連携した二国間セミナーの開催を通じて、アジア地域の日系多国籍企業の労使紛争の回避に向けて取り組む。
- (３) 「O E C D多国籍企業行動指針」の実効性と運用体制を強化するため、政府に対して、ナショナル・コンタクト・ポイント（N C P）の機能強化と労使紛争の迅速な解決を求める。
- (４) 海外での労使紛争解決に向けて、G U F s、構成組織と連携して問題解決を促進する。

3. 人権・労働組合権・民主主義の擁護・確立

- (1) 「連合が優先的に批准を求める I L O 条約」の批准に向けた取り組みを強化する。とりわけ、中核的労働基準 8 条約のうち未批准の第 105 号条約（強制労働の廃止）、第 111 号条約（雇用および職業についての差別待遇の禁止）を早急に批准させる。また、公務員の労働基本権の回復に向けて、I L O などへの働きかけを強化する。
- (2) アジア太平洋地域における人権・労働組合権・民主主義が脆弱な国での民主的な労働運動を支援する。
- (3) 政府が策定を表明している「ビジネスと人権に関する国別行動計画」の早期策定に向けて取り組む。

推進分野－４：

連合と関係する組織との相乗効果を発揮し得る人材育成と労働教育の推進

人材育成・教育は、労働運動の継承と発展を支える喫緊の課題と受け止め、様々な知見を集約し、連合と関係する組織とともに相乗効果を発揮できる体系を構築していく。また、組織内外に対しての労働教育および労働に関わるルールや働くものの権利などを幅広く学べる機会の充実をはかる。

１．連合と関係する組織との相乗効果を発揮し得る人材育成

- (１) 連合アカデミー、連合大学院など、連合および教育文化協会（以下、ILEC）日本労働文化財団、JILAF、連合総研などが行う様々な教育体系・教育コースについて、体系的な整理を行い、知見を集約した連合ならではの教育体系を構築していく。
- (２) 労働運動を担う組合リーダーの育成として、中央・地方で次世代リーダー・女性リーダーを対象とした人材育成を推進する。

２．連合と関係する組織と連携した人材・知見の活用

- (１) 様々な教育機関で輩出した人材をより活かすために、関係組織（連合総研、JILAF、ILEC、日本労働文化財団、労福協、労委労協、退職者連合など）の知見をもとに、連合の政策・運動面での強化・充実をはかる。

３．組織内外における幅広い労働教育の推進

- (１) 社会に向けたワークルールの理解促進をはかるために、引き続き「ワークルール検定」の実施に協力する。なお、2020 年秋には、47 都道府県での一斉開催に協力する。
- (２) 連合大学寄付講座、大学・高校出前講座など将来を担う若い世代への教育についても教育文化協会・地方連合会と連携し、取り組んでいく。

４．アーカイブス収集の充実

- (１) 資料室に併設されているアーカイブス収集機能を充実するとともに、他の労働アーカイブスセンターとの連携を強化する。

５．国際人材の育成のための各国への派遣

- (１) 国際人材を育成するため、引き続き在外公館派遣やITUC-APに人材を派遣するとともに、ITUC、OECD-TUACへの人材派遣も検討する。

【連合岩手の取り組み】

《人材育成の推進》

- ① 組合活動における次世代育成について、「青年委員会」「女性委員会」「男女平等参画委員会」の活動に参加する組合員を中心に、交流や学習活動を推進します。
- ② 各構成組織、地協が主催する学習会等に講師を派遣するなど人材育成を支援します。
- ③ 青年委員会幹事会、女性委員会幹事会の活動については、連合岩手の行事のための動員ではなく、交流と学習活動を通じてリーダー育成につながるよう内容を充実します。

《労働者教育の推進》

- ④ 教育文化協会の協力で 5 年間実施して「岩手大学との提携講座」（寄付講座）については、内容を充実し継続します。
- ⑤ 岩手県立大学へは「講師派遣」として継続してきましたが、寄付講座としての実施の方向にあることから、協議を継続し、2020 年度の実施をめざします。
- ⑥ （一社）日本ワークルール検定協会が主催する「ワークルール検定」が、全都道府県で毎年開催となることから、多くの組合員、学生、一般県民が受験するよう周知を図るとともに、検定開催に協力します。